

単独処理浄化槽又はくみ取り便槽転換における 浄化槽設置整備事業補助金に宅内配管補助を加算します

単独処理浄化槽を使用している住宅について、積極的に合併処理浄化槽への転換を図ってもらうため、令和2年度より浄化槽設置整備補助金に宅内配管補助を加算してきました。令和4年度からはくみ取り便槽を使用している住宅についても、浄化槽設置整備補助金に宅内配管補助を加算します。

(1) 補助の対象となる工事の範囲

- ①トイレ、キッチン、お風呂等の水回りから浄化槽への流入管
- ②住居の敷地内に敷設した放流管
- ③流入管及び放流管に設置したます
- ④敷地内処理装置（放流先がない場合）

(2) 要件

- ①浄化槽設置整備事業補助金の交付要件を満たしていること
- ②住宅の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替えること
- ③住宅の建替え及び増改築（家屋の構造や間取りを変えない軽微なものは除く）を伴わないこと
- ④申請時、宅内配管の工事に着手していないこと
- ⑤浄化槽法定7条検査及び設置以降の11条検査を受検すること
- ⑥くみ取り便槽の場合は同時に単独処理浄化槽等撤去費補助金の申請を行うこと

(3) 補助金額

浄化槽設置整備事業補助金に加えて、宅内配管の工事費を上限33万円補助します。

区 分	宅内配管補助限度額	宅内配管補助加算額
5人槽	33万円	662,000円
7人槽		744,000円
10人槽		878,000円

(4) 申請における留意事項

①申請書について

浄化槽設置整備事業補助金において、交付申請額に宅内配管工事費を加算して記入してください。宅内配管補助について、別途申請書を提出する必要はありません。

なお、加算が可能かどうかの判断は、「国庫補助に関する事項についての届出書」、検査員による決定前の現地確認等によって判断させていただきます。

②浄化槽法定7条検査及び11条検査の申込みについての書類について

従来から7条検査の申込書の写しを交付申請書に、また、11条検査の委託契約書の写しを実績報告書に添付していただくので、別途添付していただく必要はありません。

③浄化槽設置工事請負書の写しについて

浄化槽設置工事請負書の金額に宅内配管工事費の金額が算入されていない場合には「宅内配管工事は別途契約」等のメモを写しに記入してください。

④工事見積書の写しについて

浄化槽本体工事及び宅内配管工事（敷地内処理装置を含む）の見積書を添付してください。

補助金交付決定額に関わるため、見積書は浄化槽本体工事の見積額と宅内配管工事（敷地内処理装置を含む）の見積額を分けて確認できるものを提出してください。

施工業者の都合等で分けることができない場合には、別途内訳書等、それぞれの金額を確認できる資料を添付してください。

⑤収支予算書・収支精算書について

支出の欄には「浄化槽本体費用」、「浄化槽工事費用」、「配管材料費用」、「配管工事費用」、「敷地内処理装置本体費用」、「敷地内処理装置工事費用」及び「消費税等」を記入してください。

別紙2

収支精算書

1. 収入の部

科目	金額
自己負担	1,208,000円
補助金	662,000円
合計	1,870,000円

2. 支出の部

科目(品名)	金額
浄化槽本体	500,000円
浄化槽設置工事	500,000円
配管材料	150,000円
配管工事	150,000円
敷地内処理装置本体	200,000円
敷地内処理装置工事	200,000円
消費税	170,000円
	円
合計	1,870,000円

3. 補助金精算額

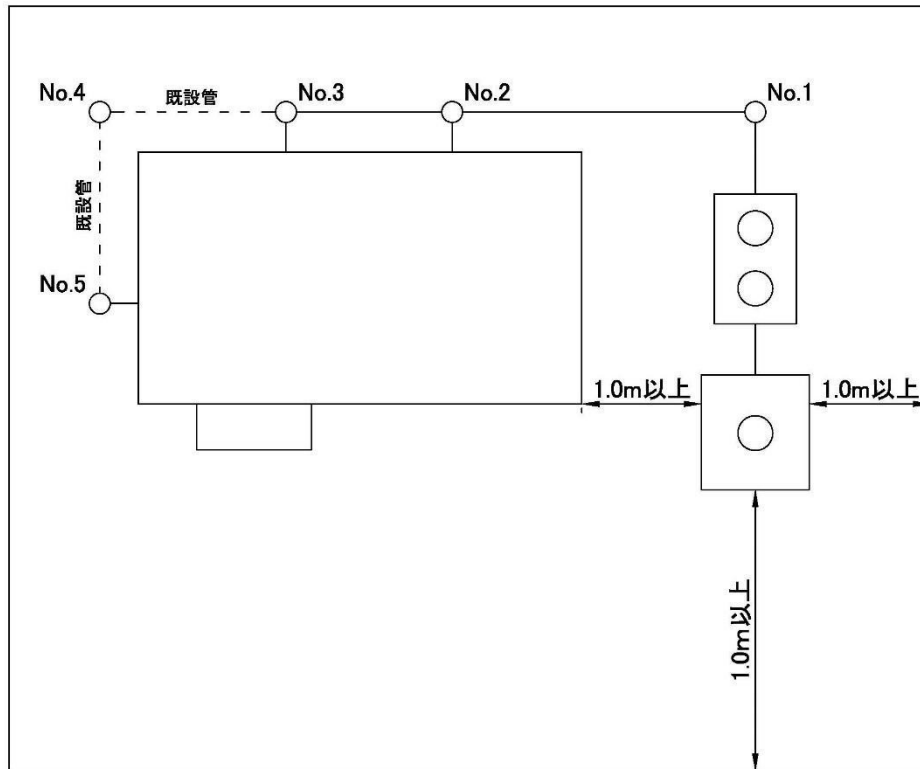
工事費	人槽区分	補助金精算額
1,870,000円	5人槽	662,000円

⑥配置図・竣工図について

工事写真を添付していただくときに、どこの配管の工事をしているかどうかわかるようにしていただく必要があります。したがって、まずや一定の区間にナンバーなどの目印をつけてください。

また、既存住宅の工事が対象となるため、既存の配管を利用して合併処理浄化槽を設置するケースもあります。その場合には、点線や赤線を用いて、既設管と新設管を図面上区別できるようにしてください。

【例】



⑦工事写真について

配管工事の施工写真については、掘削工、据付工及び埋戻工の各過程について、写真を添付してください。写真は配管工事の全区間で用意していただき、提出する際は平面図の目印と対応させて、どの区間の工事をしているか示してください。

(例：No.1～No.3掘削工事)

⑧請求書について

請求書については、浄化槽設置分と宅内配管分に分けていただく必要はありませんので、合算した金額で1枚提出してください。